平成２５年（フ）第３８４号
千葉県柏市しいの木台４丁目36番地１　中沢テラスハウスＥ－１号
破産者　阿部　純子
１　決定年月日　平成26年６月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部
平成２５年（フ）第６４２号
千葉県野田市山崎1198番地の５　パレドール103号室
破産者　堀田　英明
１　決定年月日　平成26年６月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部
平成２５年（フ）第７４９号
名古屋市千種区今池１丁目５番９号オフィスイリヤ６Ｆ
破産者　株式会社サクセス
１　決定年月日　平成26年６月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２５年（フ）第２３５２号
愛知県半田市亀崎高根町８丁目103番地
破産者　やおつね共栄食品合資会社
１　決定年月日　平成26年６月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２４年（フ）第４４４号
大阪府和泉市和気町４丁目２－５、商業登記簿上の本店所在地大阪府和泉市和気町１丁目25番40号
破産者　株式会社アルバコーポレーション
１　決定年月日　平成26年６月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係
平成２５年（フ）第３０４号
奈良県生駒市小平尾町1587番地３
破産者　有限会社ヴィクトリーエキスプレス
１　決定年月日　平成26年６月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所
平成２５年（フ）第５２９号
広島市東区光町２丁目９番14号
破産者　有限会社エフ・ビー・エス
１　決定年月日　平成26年６月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部
平成２５年（フ）第４８５号
茨城県鉾田市安房1635番地の２
破産者　白井産業株式会社
１　決定年月日　平成26年６月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所
平成２５年（フ）第１０６４号
東京都東大和市桜が丘３丁目44番地の32桜が丘団地４－405号
破産者　増坂　　健
１　決定年月日　平成26年６月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部
平成２５年（フ）第１０９５号
東京都青梅市小曾木１丁目3363番地の１
破産者　青木多栄子
１　決定年月日　平成26年６月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部
平成２５年（フ）第２６６号
岐阜市加野１丁目10番14号
破産者　中村　誠司
１　決定年月日　平成26年６月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所
平成２５年（フ）第１７９号
静岡県熱海市紅葉ガ丘町17番21号
破産者　有限会社井上鉄工所
１　決定年月日　平成26年６月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
平成２６年（フ）第２０６号
京都市下京区七条御所ノ内北町69番地インペリアル京都606号
破産者　株式会社エスティライン
１　決定年月日　平成26年６月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２５年（フ）第４５１号
奈良市八条町729番地の３
破産者　大祥食品株式会社
１　決定年月日　平成26年６月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所
平成２６年（フ）第８３号
岡山市東区松新町206番地の６
破産者　国伸建設有限会社
１　決定年月日　平成26年６月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部
平成２５年（フ）第４９８号
広島県三次市十日市西１丁目２番５号
破産者　株式会社竹間農園
１　決定年月日　平成26年６月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部
平成２５年（フ）第７６号
山口県光市光井３丁目10番７号
破産者　有限会社久保設備
１　決定年月日　平成26年６月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所周南支部
平成２６年（フ）第２５号
香川県東かがわ市三本松680番地10
破産者　有限会社倉本電気商会
１　決定年月日　平成26年６月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係
平成２３年（フ）第４５２号
大分市原新町２－14ラフォーレ原新町103
破産者　株式会社双立
１　決定年月日　平成26年６月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係
平成２５年（フ）第３６２号
大分市高城本町２番30号　佐伯レジデンス203号
破産者　有限会社おさかな企画
１　決定年月日　平成26年６月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続終結

平成２４年（フ）第５５９０号
東京都文京区本郷１－10－９　エイコービル６階
破産者　一般社団法人日本ポストコラボ協会
１　決定年月日　平成26年６月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部
平成２４年（フ）第１３０５９号
東京都渋谷区鉢山町３－26－404、住民票上の住所東京都渋谷区猿楽町５－21－403
破産者　上村　親志
１　決定年月日　平成26年６月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部